様式第22号(第20条関係)

第　　号

　　　年　　月　　日

　様

　相馬地方広域水道企業団

企業長　　　　　　　　　　印

保有個人情報利用停止決定通知書

　　　年　月　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第1項の規定により、次のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 利用停止請求の趣旨 |  |
| 利用停止決定をする内容及び理由 | （利用停止決定の内容）（利用停止の理由） |

* この決定に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、

企業長に対して審査請求をすることができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

　また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、相馬地方広域水道企業団を被告として(相馬地方広域水道企業団を代表とする者は企業長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記１の審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。)。